

## 第8章 海上交通ルールを守ろう

### 1. 海上衝突予防法

海上衝突予防法は「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」に則り海上を航行する船舶が衝突を防止するために守らなければならない航法、表示しなければならない灯火及び形象物並びに行うべき信号について規定しており、プレジャーボートもこのルールを守る義務があります。ここでは、航法の規定について最も基本的な事項について、条文に沿って注意的に述べることに致します。

#### (あらゆる視界の状態における船舶の航法)

##### ○第5条[見張り]

視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければなりません。見張りは全方位です。視覚の他に聴覚(信号の聴取も見張りの重要な一要素です)、その時の状況に適した他のすべての手段(レーダー、双眼望遠鏡、陸上又は他の船舶からの情報など)を使わなければなりません。

##### ○第6条[安全な速力]

他の船舶との衝突を避けるための適切かつ有効な動作をとること又はその時の状況に適した距離で停止することができるように、常時安全な速力で航行しなければなりません。「安全な」とは、自船のみならず、他船にとっても「安全な」という意味です。

##### ○第7条[衝突のおそれ]

他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての手段を用いなければなりません。

- ・レーダーを適切に用いる
- ・レーダープロットングその他の系統的な観察を行う
- ・コンパス方位または見通しなどにより、他船の方位に明確な変化が認められない場合は、衝突のおそれがあると判断しなければなりません

##### ○第8条[衝突を避けるための動作]

他の船舶との衝突を避けるための動作をとる場合は、できる限り十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従って、ためらわずにその動作をとらなければなりません。

- ・衝突を避けるための針路又は速力の変更を行う場合は、できる限り、その変更を他の船舶が容易に認めることができるように大幅に行うこと。
- ・他の船舶との間に安全な距離を保って通過することができるように、その動作をとること。

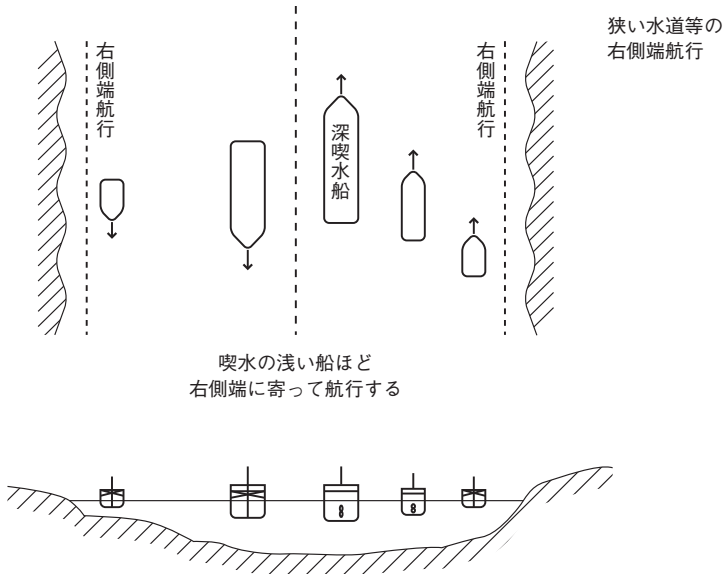
- ・周囲の状況を判断するため、又は他の船舶との衝突を避けるために必要な場合は、速力を減じ、又は機関の運転を止め、若しくは機関を後進にかけることにより停止すること。

### ○第9条 [狭い水道等]

(第1項) 狭い水道又は航路筋をこれに沿って航行する場合は、安全であり、かつ、実行に適する限り、狭い水道等の右側端に寄って航行しなければなりません。

#### [右側端航行]

この規定は、水域が狭く船舶交通の幅狭する狭い水道等において、右側通航の趣旨を徹底することにより船舶交通の安全を図っているものです。喫水の浅い小型の船ほど右側に寄ることにより、喫水の深い大型船が水道等の中央部を安全に航行することが可能となります。



(第5項) 船舶は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の船舶の通航を妨げることとなる場合は、当該狭い水道等を横切ってはなりません。

#### [横切りの制限]

狭い水道等においては、これに沿って航行している船舶が大型で喫水の深い場合には、可航水域が限られているため十分な避航動作がとれないことが考えられます。この規定は、このような船舶が避航船になった場合の危険を未然に防止するため定められたものです。

(第6項) 長さ20メートル未満の動力船は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の動力船の通航を妨げてはなりません。

### 〔長さ20メートル未満の動力船の通航妨害行為禁止〕

このような水域はプレジャーボートによるレクリエーションの場となることが多く、狭い水道等の限られた部分でしか航行できない大型船の通航が阻害される可能性があるため、主としてプレジャーボートを念頭において大型船の通航を妨げる行為を禁止したものです。

### 〔互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法〕

第12条から第18条までは互いに他の船舶の視野の内にある船舶(互いに相手船を視認できる状態)について適用されます。(第11条)

### ○第12条〔帆船の航法〕

#### (第1項)

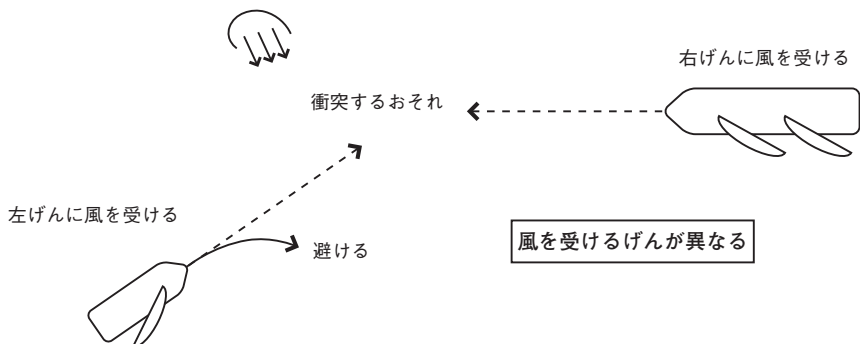
本条は2隻の帆船が互いに接近し、衝突するおそれがある場合における帆船のとるべき航法を定めたものです。

ただし、この規定は、作業等によって操縦性能が制約を受けていない一般の帆船どうしについて適用されるものです。

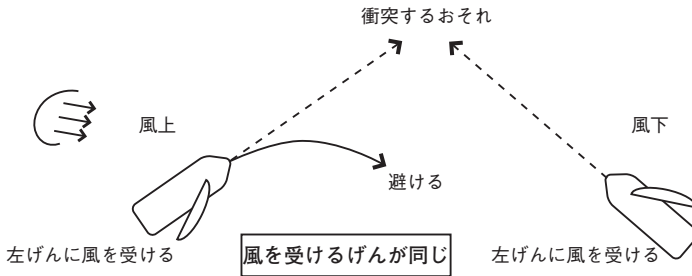
一方の帆船が次の①～③の場合、すなわち、なんらかの操縦性能の制約を受けている場合には、第18条の規定が適用され、本条は適用されません。

- ①漁ろうに従事している場合
- ②運転不自由船の場合
- ③操縦性能制限船の場合

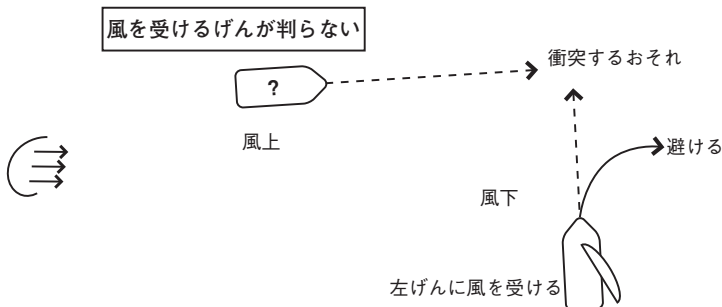
一、2隻の帆船の風を受ける「げん」が異なる場合は、左げんに風を受ける帆船が、右げんに風を受ける帆船の進路を避けなければなりません。



二、2隻の帆船の風を受ける「げん」が同じである場合は、風上の帆船が、風下の帆船の進路を避けなければなりません。



三、左げんに風を受ける帆船が、風上に他の帆船を見る場合において、当該他の帆船の風を受ける「げん」が左げんであるか右げんであるかを確かめることができないときは、当該他の帆船の進路を避けなければなりません。



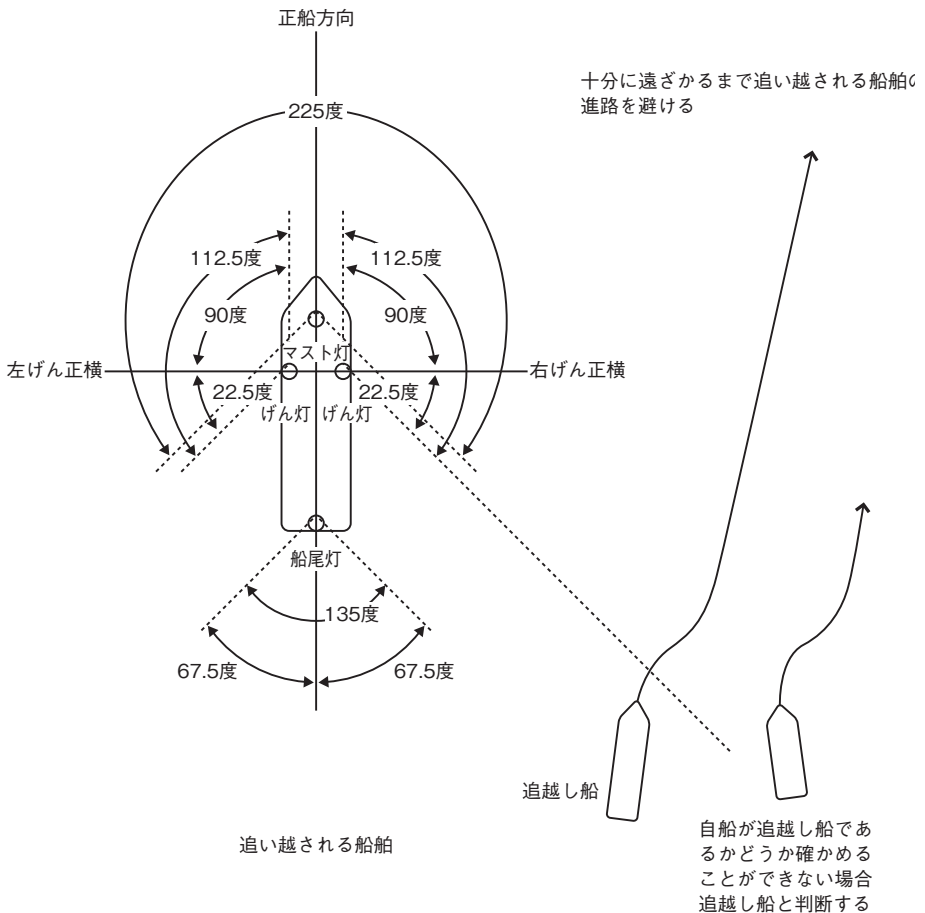
(第2項)

第二及び第三号の規定の適用については、風上は、メインスル（横帆船にあっては、最大の縦帆）の張っている側の反対側とします。

### ○第13条 [追越し船]

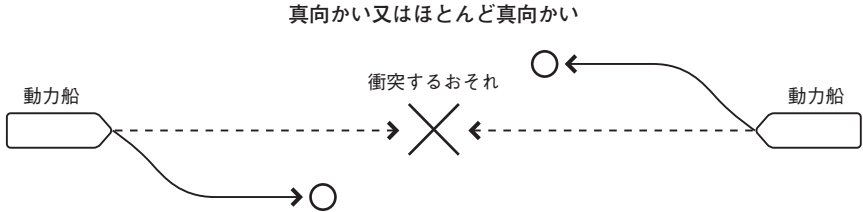
- ・ 追越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければなりません。
- ・ 船舶（次図参照）の正横後22度30分を超える後方の位置（夜間にあつては、その船舶のげん灯のいずれをも見ることができない位置）からその船舶を追い越す船舶は、追越し船と規定されています。
- ・ 自船が追越し船であるかどうかを確かめることができない場合は、追越し船であると判断しなければなりません。

- ①第12条が帆船どうしの航法、第14条、15条が動力船どうしの航法を規定していますが、本条は船舶の種類に関係なく適用されます。
- ②第9条(狭い水道等)第2項では、『航行中の動力船(漁ろうに従事している船舶を除く)は、狭い水道等において帆船の進路を避けなければならない。』、第3項では、『航行中の船舶(漁ろうに従事している船舶を除く)は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避けなければならない。』と規定していますが、本条はこれらの規定に優先して適用されます。
- ③第18条(各種船舶間の航法)第1項、第2項、第3項で種類の異なる船舶間の航法について規定していますが、本条はこれらの規定に優先して適用されます。



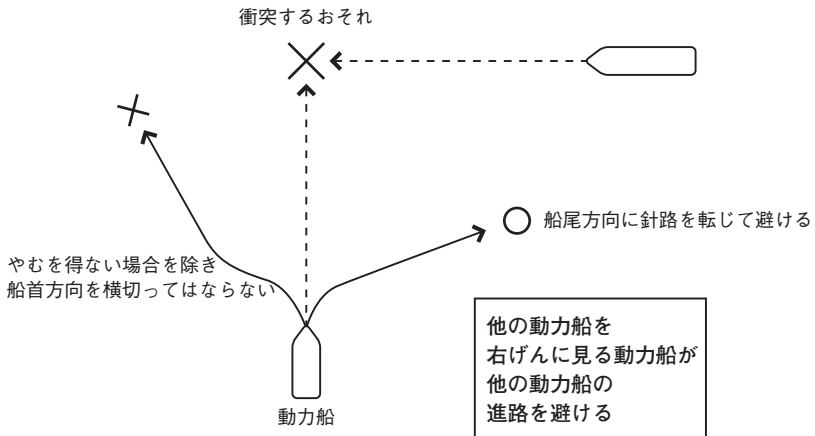
○第14条 [行会い船]

- ・2隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合で、衝突するおそれがあるときは、互いに他の動力船の左げん側を通過することができるように針路を右に転じること。



○第15条 [横切り船]

- ・2隻の動力船が互いに進路を横切る場合で衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船が当該他の動力船の進路を避けること。
- この場合、他の動力船の進路を避けなければならない動力船は、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切ってはなりません。



○第16条 [避航船]

- ・この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、当該他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早期に、かつ、大幅に動作をとらなければなりません。

## ○第 17 条 [保持船]

- ・この法律の規定により 2 隻の船舶のうち 1 隻の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、当該他の船舶は、その針路及び速力を保たなければなりません。
- ・避航船が適切な避航動作をとっていないことが明らかになった場合は、直ちに避航船との衝突を避けるための動作をとることができます。この場合において、横切りの関係にあるときはやむを得ない場合を除いて、針路を左に転じてはなりません。
- ・衝突の危険が切迫し、避航船の動作のみでは衝突が避けられないと認めるときは、自船も機関を停止又は後進にかけるなどして、衝突を防ぐための最善の協力動作をとらなければなりません。

## ○第 18 条 [各種船舶間の航法]

- ・航行中の動力船は、次の船舶の進路を避けなければなりません。
  - ① 運転不自由船
  - ② 操縦性能制限船
  - ③ 漁ろうに従事している船舶
  - ④ 帆船
- ・航行中の帆船（漁ろうに従事している船舶を除く）は、次の船舶の進路を避けなければなりません。
  - ① 運転不自由船
  - ② 操縦性能制限船
  - ③ 漁ろうに従事している船舶
- ・航行中の漁ろうに従事している船舶は、できる限り、次の船舶の進路を避けなければなりません。
  - ① 運転不自由船
  - ② 操縦性能制限船
- ・船舶（運転不自由船及び操縦性能制限船を除く）は、やむを得ない場合を除いて、喫水制限船の灯火又は形象物を表示している喫水制限船の安全な通航を妨げてはなりません。

各種船舶間の航法を表にすると次のようになります。

	対象船舶（相手船）				
	運転 不自由船の	操縦性能 制限船の	漁ろうに 従事して いる船舶の	帆船の	喫水制限船の 灯火又は形象 物を表示して いる船舶の
動力船は	進路を避ける	進路を避ける	進路を避ける	進路を避ける	
帆船は	進路を避ける	進路を避ける	進路を避ける		
漁ろうに従事 している船舶は	できる限り進 路を避ける	できる限り進 路を避ける			
船舶は (運転不自由船及び操 縦性能制限船を除く)					やむを得ない場 合を除き安全な 通航を妨げては ならない

- 「できる限り」とは、漁ろうに従事している船舶も漁具により操縦が制限されているため、他の船舶の進路を避けることが困難な場合があることを考慮したものです。
- 「安全な通航を妨げてはならない」とは、喫水制限船がこれから航行しようとする水域を閉塞する等その安全な通航を妨げるような行為を行ってはならないということです。
- 「漁ろうに従事している船舶」とは、船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶（操縦性能制限船に該当するものを除く）をいいます。（第3条第4項）

## （視界制限状態における船舶の航法）

### ○第19条

#### 第1項 [適用]

本条の規定は、視界制限状態にある水域又はその付近を航行している船舶であって、互いに他の船舶の視野の内にはないものについて適用されます。

視界制限状態であっても、互いに相手船を視認している場合には、（互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航法）の規定が適用されます。

#### 第2項 [機関の用意]

動力船は、視界制限状態においては、他の船舶との衝突を避けるため、機関を直ちに停止させ、さらには後進にかける等迅速な機関の操作を必要とする場合が多いので「機関を直ちに操作」することができるようにしておかなければなりません。

#### 第3項 [(あらゆる視界の状態における船舶の航法)の規定による措置]

(あらゆる視界の状態における船舶の航法)の規定すなわち、次の規定は、視界制限状態においても適用されますが、低速での航行や見張り員の増強など視界の状態を含むそ



の時の状況を十分考慮して、措置を講じなければならないことを規定したものです。

第5条 [見張り]

第6条 [安全な速力]

第7条 [衝突のおそれ]

第8条 [衝突を避けるための動作]

第9条 [狭い水道等] の規定のうち、

第1項 [右側端航行]

第8項 [わん曲部の注意航行]

第9項 [びよう泊の禁止]

#### 第4項 [レーダーのみにより他船の存在を探知した船舶の航法]

視界制限状態においては、レーダーを装備している船舶はレーダーにより、他船を早期に発見することができ、レーダープロットング等の手段により衝突のおそれがあるかどうかを判断しなければなりません。

レーダーのみにより他船の存在を探知した船舶は、

- ①当該他の船舶に著しく接近することとなるかどうかを判断すること。
- ②当該他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断すること。

また、他の船舶に著しく接近することとなり、又は他の船舶と衝突するおそれがあると判断した場合は、十分に余裕のある時期に「著しく接近する」又は「衝突するおそれ」が生じる事態を避けるための動作をとらなければなりません。

#### 第5項 [一定の針路の変更の禁止]

第4項の規定による動作をとる場合の針路の変更について規定したもので、やむを得ない場合を除いて次の針路の変更を行ってはなりません。

- 一、他の船舶が自船の正横より前方にある場合（当該他の船舶が自船に追い越される船舶である場合を除く）には、針路を左に転じること。
- 二、自船の正横又は正横より後方にある他の船舶の方向に針路を転じること。

#### 第6項 [視界制限状態における音響信号を聞いた場合の措置]

視界制限状態において、他の船舶の音響信号（第35条）を自船の正横より前方に聞いた場合、又は正横より前方にある他の船舶と著しく接近するのを避けることができない場合は、速力を保針可能な最小限度の速力に減じなければならず、また必要に応じて停止しなければなりません。

この場合において、船舶は衝突の危険がなくなるまでは、十分に注意して航行しなければなりません。

## 2. 港則法

港内は出入港船などで船の往来がひんばんです。港則法は港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とした特別の法律です。

ここでは、最も基本的な事項について条文に沿って注意的に述べます。

### (航路)

#### ○第13条

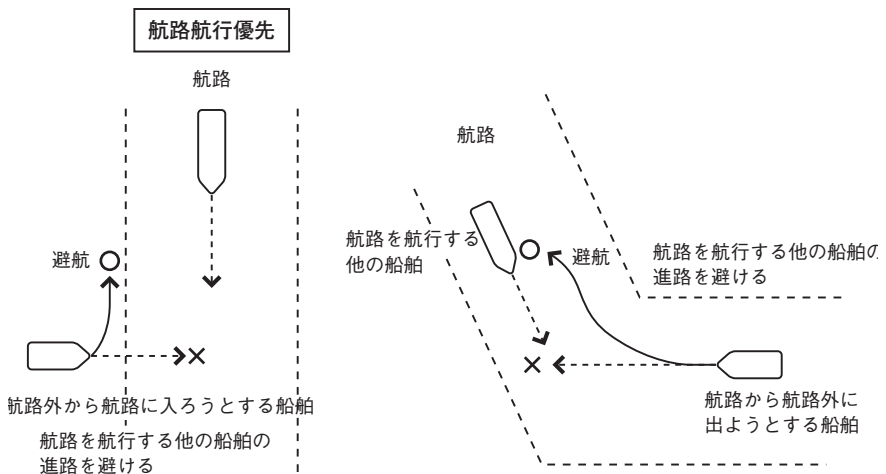
・船舶は、航路内においては、次の①から④に該当する場合を除いては、投げようし、又はえい航している船舶を放してはなりません。

- ①海難を避けようとするとき。
- ②運転の自由を失ったとき。
- ③人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ④港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

### (航法)

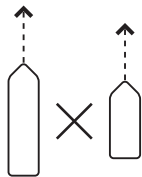
#### ○第14条

1. 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければなりません。
2. 船舶は、航路内においては、並列して航行してはなりません。
3. 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければなりません。
4. 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはなりません。



並列航行の禁止

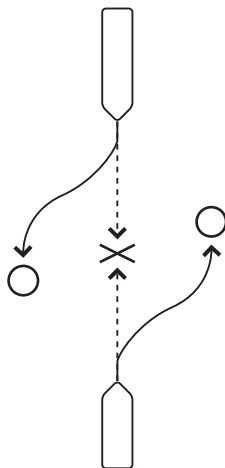
航路



並列して航行してはならない

行き会うときは右側航行

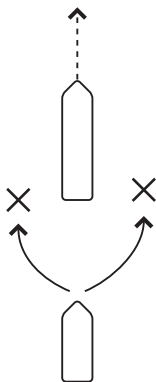
航路



他の船舶と行き会うときは  
右側を航行する

追い越しの禁止

航路

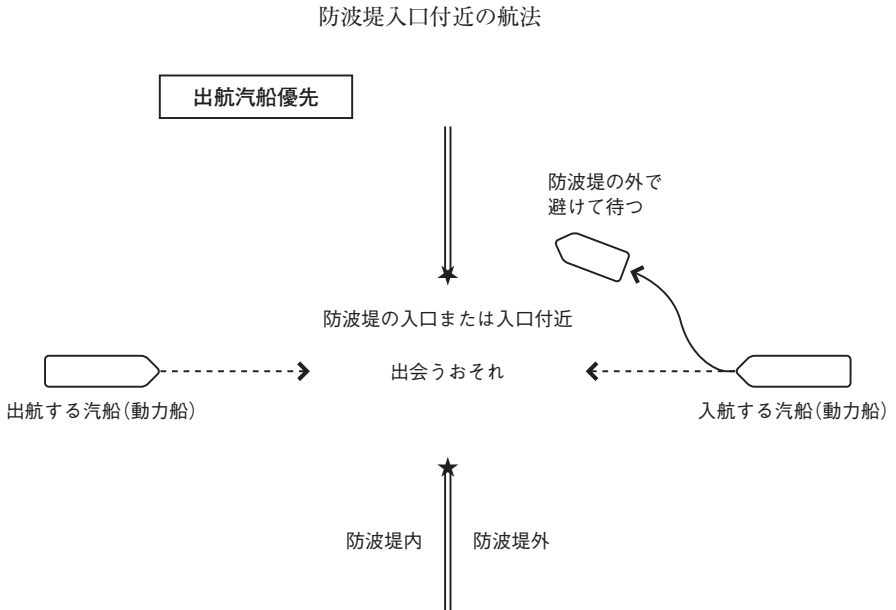


船舶は航路内では  
他の船舶を追い越してはならない

## (港の防波堤の入口又は入口付近の航法)

## ○第15条

- ・汽船（動力船）が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船（動力船）と出会うおそれのあるときは、入航する汽船（動力船）は、防波堤の外で出航する汽船（動力船）の進路を避けなければなりません。



## (防波堤、ふとうその他の工作物、停泊船などの近くを航行する場合の航法)

## ○第17条

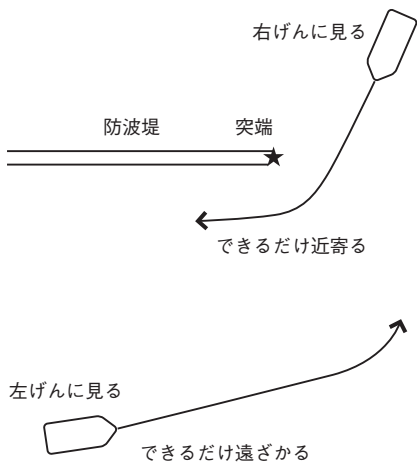
- ・船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければなりません。

港内は防波堤、ふとうその他の工作物があり、又、停泊船が存在し見通しが悪く、出会いがしらに衝突する危険があるので、この危険を防止するため、できる限り早期に互いに視認して、時間的にも距離的にも余裕のある避航動作がとれるように、互いに右側航行を行なうことを定めたものです。

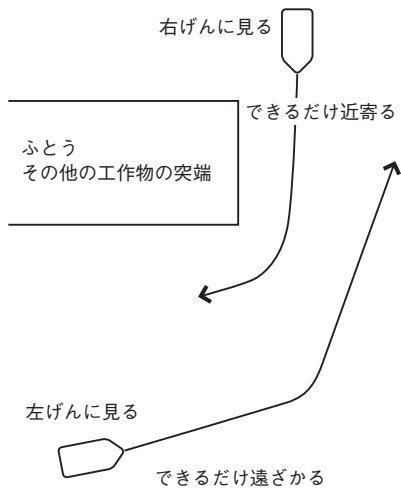
『右小回り左大回り』が原則となっています。

「できるだけ」とは自船の安全をはかりつつ可能な限りということです。

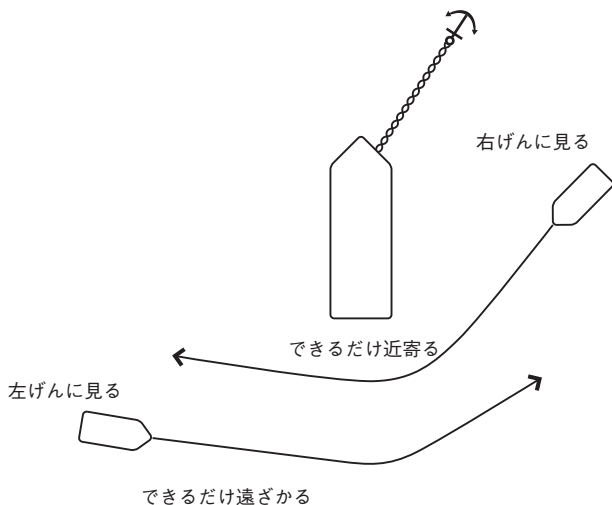
防波堤の突端付近における航法



ふとうその他の工作物の突端付近における航法



停泊船付近における航法



**(港則法のその他の規則)****○第9条 (けい留等の制限)**

- ・雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある場所に停泊させ、若しくは停留させてはなりません。

**○第11条 (停泊の制限)**

- ・港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、国土交通省令でこれを定めています。

各港共通事項として港則法施行規則第6条で、「船舶は、港内においては」次に「掲げる場所にみだりにびょう泊又は停留してはならない」ことを規定しています。

- (1) ふとう、さん橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近
- (2) 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入り口付近

**○第16条第1項 (港内及び港の境界付近における速力)**

- ・船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければなりません。

**○第16条第2項**

- ・帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければなりません。

**○第18条第1項 (雑種船の航法)**

- ・雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければなりません。

**○第28条 (みだりに汽笛又はサイレン等の吹鳴の禁止)**

- ・船舶は、港内においては、みだりに汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはなりません。

**○第35条 (漁ろうの制限)**

- ・船舶交通の妨げとなるおそれのある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはなりません。

**○第36条第1項 (灯火の制限)**

- ・港内又は港の境界付近における船舶交通の妨げとなるおそれのある強力な灯火をみだりに使用してはなりません。

**(参考文献)**

海上衝突予防法の解説 (海上保安庁監修)

海文堂 海上交通法令研究会

港則法の解説 (海上保安庁監修)

海文堂 海上交通法令研究会